図1

日本で就労する外国人146.0万人(前年127.8万人)

働いている数/働ける数/外国人総数

厚労省「外国人雇用状況」の届出状況（平成30 年 10 月末現在）

図２　国籍別外国人労働者の割合

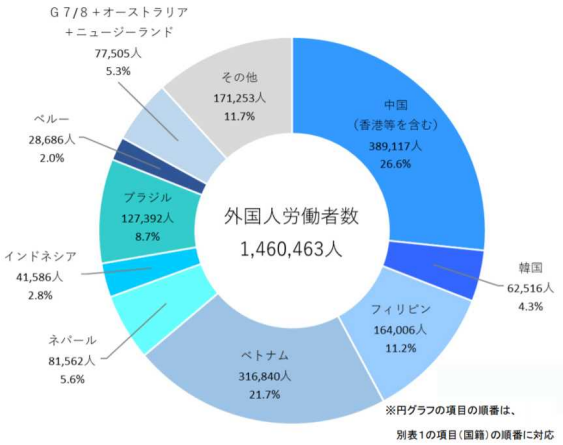

図７　都道府県別外国人労働者数

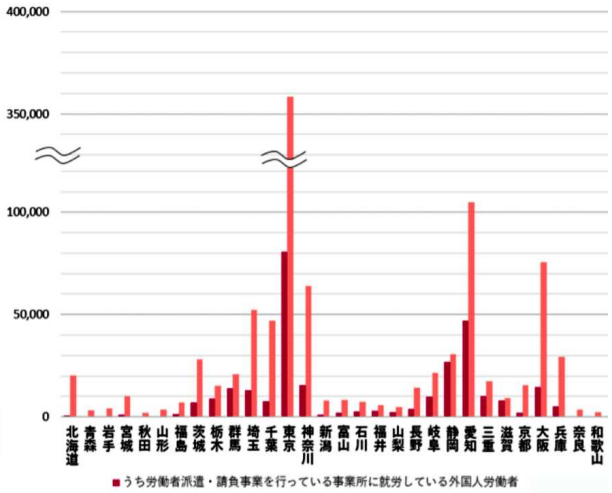

図2

在留資格別推移　総数146.0万人（前年比114.2%）

図１　在留資格別外国人労働者数の推移

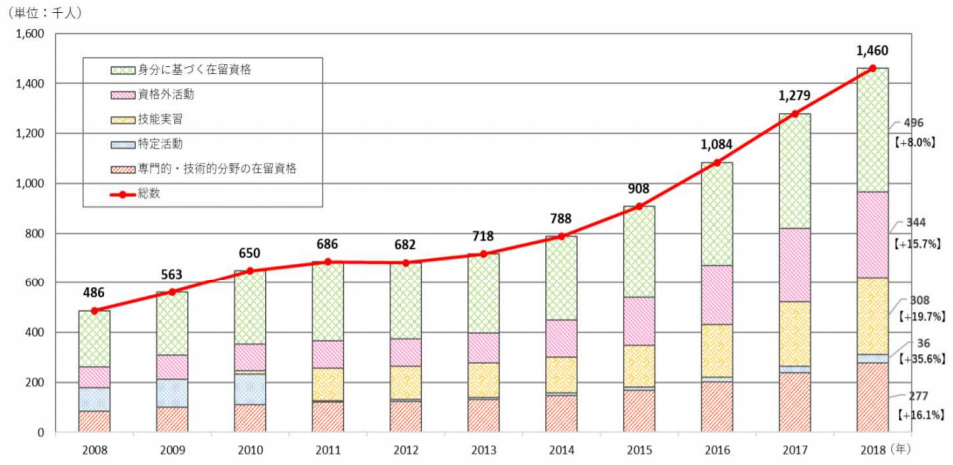

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」
注１：【】内は、前年同期比を示している。
注２：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。
注３：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
注４：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。
注５：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

図3

技能実習職種別推移（２号移行者数）

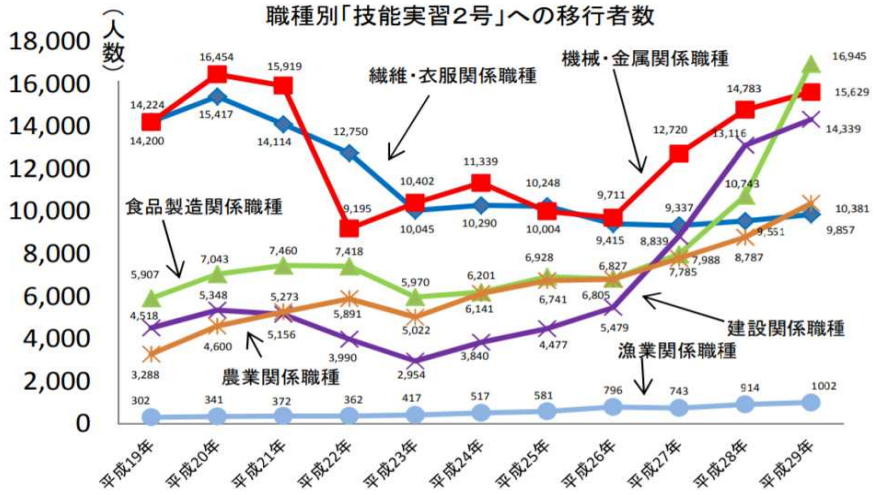

※ 平成21年以前は「特定活動（技能実習）」への移行者数
※ その他の職種については省略

（法務省データ）

図4

技能実習制度とは

技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担う

制度の関係図

監理団体の役割
監理団体は、その責任と監理の下で技能実習生を受け入れ、技能実習１号と技能実習２号による期間を通して、技能実習を実施する各企業等（実習実施機関）において技能実習が適正に実施されているか確認し指導することが求められます。

実習実施機関の役割
実習実施機関は、技能実習生に対し実際に技能などを修得させる立場にあり、技能実習指導員を配置し、計画通り実習を実施するとともに、生活指導員を配置し技能実習生の生活管理にも配慮するなど、技能実習が円滑に行われるようにすることが求められます。

送り出し機関の役割
実習生の本国における所属機関や準備に関与する機関をいいます。技能実習生の募集・選抜や事前講習を行う機関なども送り出し機関に含まれ、重要な役割を担っています。

技能実習生について
技能実習生は受け入れ企業と雇用契約を結び、労働の中で日本の技術・技能を実践的に学びます。

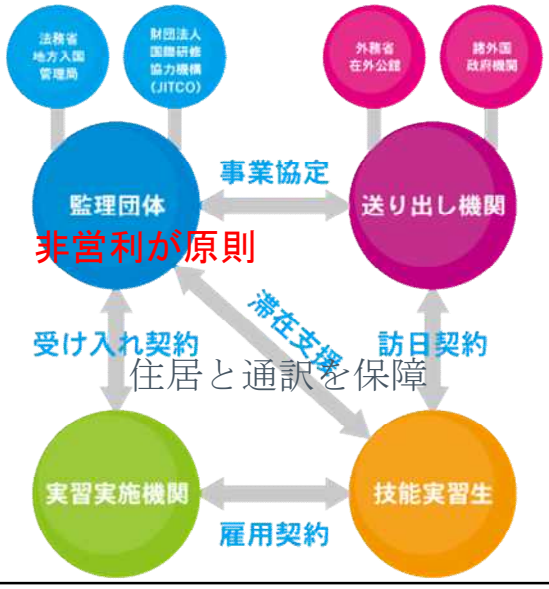

図5

π

新たな「技能実習法」（2017年11月施行）

適正な運営と実習生の保護　見直し後

① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ，相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。

② 監理団体については**許可制**，実習実施者については**届出制**とし，技能実習計画は個々に**認定制**とする。

③ 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し，監理団体等に報告を求め，実地に検査する等の業務を実施。

④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。

⑤ 業所管省庁，都道府県等に対し，**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し，指導監督・連携体制を構築。

図6

縫製業から最賃違反一掃を

下請ガイドラインの改正　16/11
「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定
繊維産業技能実習事業協議会
18/06/19

繊維業界における
下請取引実態調査
経産省　2017/3

）団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
繊維・衣服関係	94	61	94
農業・漁業関係	67	67	39
食品製造関係	19	13	15
建設関係	20	38	14
機械・金属関係	10	14	9
その他	28	9	12
計	238	202	183

平成29不正事例・法務省

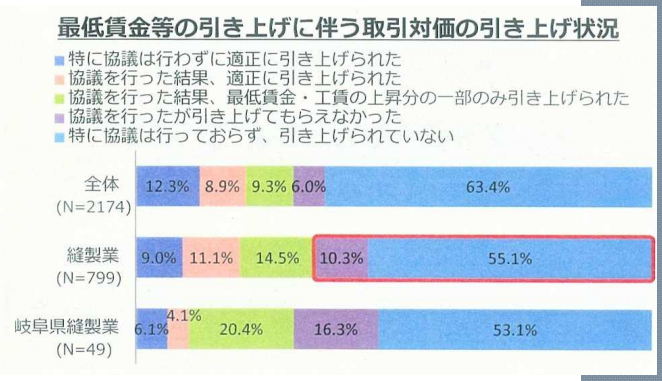

図7

失踪者急増の原因は建設業と農業パワハラ暴力も

職種	H28年2号移行者		H29失踪者	
機械金属	14,783	18.9%	609	8.6%
建設	13,116	16.8%	2,582	36.4%
食品製造	10,743	13.8%	711	10.0%
繊維衣服	9,551	12.2%	718	10.1%
農業	8,787	11.3%	1,207	17.0%
その他	21,109	27.0%	1,262	17.8%
合計	78,089		7,089	

図8

新法施行後も続く不正

外国人技能実習生からの相談のまとめ（2018.1−2019.

職種	件数	都道府県	件数
縫製	23	愛知	15
製造	11	岐阜	7
建設	7	三重	3
農業	6	徳島	6
その他	8	奈良	3
（食品、水産、クリーニングなど		岡山	3
		その他	18
		青森・岩手・茨城・千葉・滋賀・和歌山・兵庫・広島・島根	
合計	55	合計	55

出身国	件数
ベトナム	52
ミャンマー	2
カンボジア	1
合計	55

相談年	件数	人数
2018	41	109
2019	14	24
合計	55	133

申告先	件数
労基署	23
入管・機構	38

愛労連

相談内容(複数可)	
賃金残業代	23
強制帰国	4
貯金・旅券取上	8
休日・時間	5
家賃水光費	6
労災	6
暴力	6
失踪	6
職種違い	8
セクハラ	2

技能実習法（新法）施行後の課題　中部地域協議会への意見書から

- ○技能実習機構に強制捜査権がないこと
- ○不正による移籍時の生活保障の明文化
- ○母国語相談でのワンストップサービスとＳＮＳの活用
- ○労働・入管・機構の体制拡充

図9

制度概要　①在留資格について

法務省 Ministry of Justice

○ **特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
○ **特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野（１４分野）：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
（特定技能２号は下線部の２分野のみ受入れ可）

特定技能１号のポイント

○ 在留期間：１年，６か月又は４か月ごとの更新，通算で上限５年まで
○ 技能水準：試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
○ 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
○ 家族の帯同：基本的に認めない
○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能２号のポイント

○ 在留期間：３年，１年又は６か月ごとの更新
○ 技能水準：試験等で確認
○ 日本語能力水準： 試験等での確認は不要
○ 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
○ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

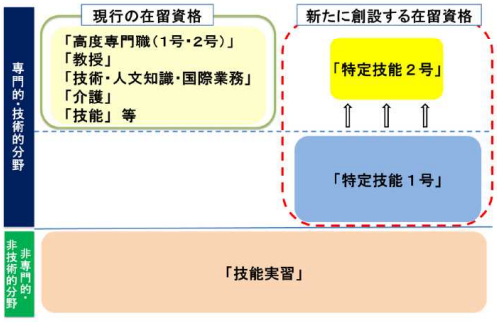

1

図10

制度概要　②受入れ機関と登録支援機関について

法務省 Ministry of Justice

受入れ機関について

1　受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
② 機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2　受入れ機関の義務
① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については，登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば１③も満たす。
③ 出入国在留管理庁への各種届出
（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか，出入国在留管理庁から指導，改善命令等を受けることがある。

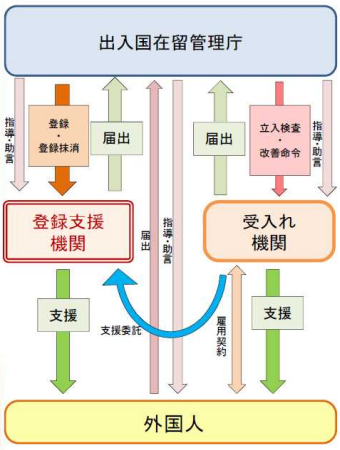

登録支援機関について

1　登録を受けるための基準
① 機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2　登録支援機関の義務
① 外国人への支援を適切に実施
② 出入国在留管理庁への各種届出
（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。

2

図11

外国人労働問題の本質は何か

「疑問だらけ」(18/12/26)の制度が
なぜこんな短期間に強行されたのか

①使い捨ての若い労働力確保
「日本人と同等」=最賃適用
技能実習法はジャマ

②国際人材ビジネスの利益
実習生も留学生も「手数料」
さらに
「在留外国人、新たな投資テーマに 」
(日経2019/2/8)

※国が責任をもって受け入れるべき
監督強化(事後規制)では追い付かない

(AERA 2018年11月26日号より)

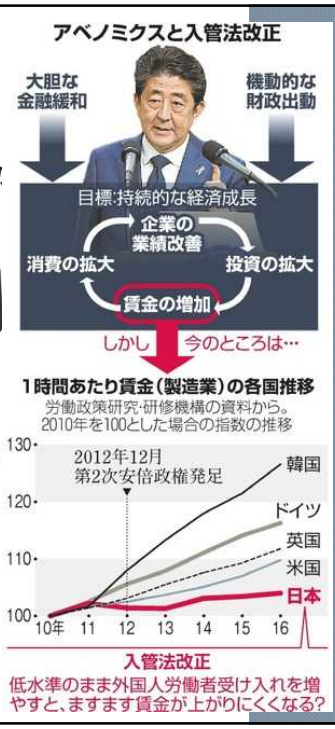

図12